

平成 28 年 第 2 回絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会  
議事録

日 時：平成 28 年 6 月 28 日（火）15:30～18:30

場 所：経済産業省別館 114 号共用会議室

出席者（順不同・敬称略）

○委員

石井 信夫 (東京女子大学現代教養学部教授)  
石井 実 (大阪府立大学理事・副学長)  
磯崎 博司 (上智大学大学院地球環境学研究科客員教授)  
金子 与止男 (岩手県立大学総合政策学部教授)  
小菅 正夫 (北海道大学客員教授)  
松井 正文 (京都大学名誉教授)  
宮本 旬子 (鹿児島大学大学院理工学部研究科准教授)  
森 誠一 (岐阜経済大学経済学部教授)

○関係団体（ヒアリング発表者）

大橋 正嗣 (神畑養魚株式会社営業統括マネージャー次長)  
中島 朋成 (自然環境研究センター国際希少種管理事業部長)  
若尾 慶子 (トラフィック イーストアジア ジャパン代表)

○環境省

亀澤 玲治 (環境省自然環境局長)  
正田 寛 (環境省大臣官房審議官)  
川上 毅 (環境省総務課長)  
内藤 冬美 (環境省総務課課長補佐)  
清家 裕 (環境省総務課課長補佐)  
中村 南 (環境省総務課係長)  
奥田 直久 (環境省自然環境局野生生物課課長)  
中島 慶次 (環境省自然環境局野生生物課課長補佐)  
寺田 佐恵子 (環境省自然環境局野生生物課野生生物専門官)  
永瀬 拓 (環境省自然環境局野生生物課)  
番匠 克二 (環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長)  
羽井佐 幸宏 (環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長補佐)  
三宅 悠介 (環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長補佐)

○関係省庁

石川 茂樹 (警察庁生活安全局生活経済対策管理官付企画・諸法令係)  
日高 里美 (農林水産省大臣官房政策課環境政策室係長)  
守谷 敦子 (経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易  
審査室 課長補佐)  
田中 理子 (経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易  
審査室)  
岡崎 淳 (国土交通省総合政策局環境政策課)

○事務局

株式会社プレック研究所

大橋 敏行 (株式会社プレック研究所顧問)  
村田 和彦 (調査部門動物調査部)  
橋口 徹 (調査部門動物調査部)  
土谷 由和 (調査部門動物調査部)  
伴 邦教 (調査部門植物調査部)  
高橋 佑太朗 (調査部門動物調査部)

○開会挨拶 亀澤環境省自然環境局長

前は国内の希少種の保全施策をご議論いただいた。二回目となる本日は海外から日本に持ち込まれる希少種の流通管理のあり方について議論をお願いしたい。国際的にも野生動植物の密猟、違法取引が増えていると言われており、5月に富山で開催されたG7各国の大臣会合でも、野生動植物の違法取引に対処が必要ということが共同声明に盛り込まれている。少し前のことであるが、国際的に希少なカメ類が日本に密輸入され、国内で流通する過程で摘発されたという報道があった。このような違法取引を防ぐために、種の保存法の流通規制が今のままでよいのか、見直しが必要であれば、どのような方法が考えられるのかについても検討していく必要があると考えている。本日は、販売現場の実態、登録業務実務の状況、国際希少種の流通の全体的な状況について、関係団体からご報告いただくこととなっている。それらも踏まえて、忌憚のない意見をいただければと思う。

○資料確認

○座長指名

石井実委員を座長に指名し、以降の進行をお願いした。

石井（実）座長

前は国内希少種であったが、今回は国際希少種ということになる。議事次第に沿って進めたいと思う。議事1の国際希少野生動植物種の規制の現状と課題について、事務局から説明をお願いします。

環境省中島より資料1「国際希少野生動植物の流通規制の現状と課題について」を説明。

石井（実）座長

いまの説明について、質問・意見等あるか。

小菅委員

生体の一部ということで、例えば鳥の羽根や血液の輸入はいまどうなっているのか。随分前の話であるが、国内で飼育されているイヌワシの亜種同定をする際に、DNAの検査を海外のものでやろうと韓国から送ってもらおうとした時に、CITESに引っかかるからできないと言われた。手続きをすればできるはずだと言ったが、面倒くさくてできないということになった。やはり血液や鳥の羽根というのも規制の対象となっているのか。

環境省中島

ワシントン条約ということであれば、どちらも対象である。

小菅委員

それを国内移動をした場合にはどうなるのか。

環境省中島

血液は対象外で、羽根については分類群や種によるという状況である。

小菅委員

フンボルトペンギンは附属書 I だが、フンボルトペンギンの血液を国内で移動することは問題ないのか。

環境省中島

血液は国内であれば問題ない。ペンギンについては、この場ではわからないが、例えばワシ類であれば羽根は規制の対象である。

小菅委員

一本でもか。例えば上をとって羽軸だけでは。

環境省中島

羽というものであれば、規制の対象である。

金子委員

いまの話であるが、例えばイヌワシを韓国から羽を一本入れたいということであれば、最初に経済産業省の輸入許可証が必要である。それをとって、韓国に出せば使って良いことになる。

森委員

質問と確認になるが、罰則について、平成 25 年度に改正して検挙数が増えているから効果があったという話であったが、どのような効果があったと解釈すればよいか。

環境省中島

一つは、罰則が低いと、警察があまり積極的には動かないが、罰則が上がったので積極的に動いてもらえるようになった。もう一つの効果として、国際種は価格が高いものが多く、仮に流通していて、密輸や違法な流通として捕まった場合でも、利益に比べて罰則が低く見合っていなかったが、罰則が上がったことで、利益が割に合わなくなるようになった。

森委員

強化したことによって、効果があったと見てもよいのか。

環境省中島

我々としては大変効果があったと考えている。

森委員

もう一点、交雑種、これは後で議論になると思うが、自然界に同所的にいて、一方が対象種でなく、生息地で交雑がままあり得るという場合。もう一方は、飼育下で当該種とそうではないものをあえて交雑した場合。例えば裁判等でこれらについて議論はなされているのか。

環境省中島

知るかぎりでは、裁判ではシャムワニというワニが対象となった事例がある。そのワニはもともと高価な皮がとれる種のようなのだが、交雑させると大きく育ち皮がはぎやすくなるため、普通に交雑させることがあるらしい。自然界での交雑事例の判例については聞いたことはない。

石井（実）座長

議題 2 の関係団体のヒアリングに移りたいと思う。まずは神畑養魚の大橋氏にお願いしたい。

大橋氏（神畑養魚株式会社）

種の保存法に関して、先の説明にあった登録票で、最も登録されているアジアアロワナの輸入、販売に関して数量が多いということで紹介、プレゼンさせていただく。

－神畑養魚株式会社の概要

観賞魚の生体、飼育器具の輸入・卸し、国内での陸上養殖を実施している。観賞魚といっても熱帯魚、金魚、海水魚、水草、爬虫類、小動物等の輸入、卸しをしている。全国のペットショップに販売しており、一般の愛好家への販売は行っていない。CITES I類で生体を輸入するものとしてはアジアアロワナのみとなっている。

－観賞魚市場動向について

観賞魚市場については 15 年前は 900 億円市場規模だったが、平成 24 年度には 500 億を切る形で推移をしている。これについては生体だけでなく、関連器具も含めた市場規模であり、右肩下がりで移行している。要因としては、景気の問題や輸入規制等もあり、生体

の流通が減少しているためである。今回の法令に関わるアジアアロワナについては熱帯魚のカテゴリに該当するが、熱帯魚市場規模は平成 19 年度から比べると約半分となっている。

#### ーアジアアロワナの商業輸入に関して

アジアアロワナは CITES に指定される前は非常に安価な生体だったが、規制により高価になった。1994 年にシンガポール、マレーシアからも輸入が可能になった。それから約 20 年に渡り、輸入している。現在はマレーシア 58 社、インドネシア 48 社、シンガポール 32 社、タイ 2 社がアジアアロワナの輸出ライセンスを持っている。

輸入手順としては、メール等で養殖業者へ発注し、現地で CITES シートをもらい、経済産業省で輸入許可証をもらう。その後、現地でチップ挿入の視察をし、現地からの輸出、日本での輸入となる。この先は弊社での輸入手順となるが、輸入された魚は一匹ずつ酸素パッキングとなっており、マイクロチップナンバー付きの袋に入っている。袋のナンバーと中に入っているマイクロチップのタグのチェックと輸入する際の CITES シートのタグナンバーの照合を行う。その後、一匹ずつ水槽に移し、マイクロナンバーを水槽の上部につけ、写真撮影をし、申請データを作成する。データベースをもとに自然環境研究センターへの申請書を作成している。一週間以内には登録票をもらい、生体、登録票、輸出業者の証明書の 3 つをセットにしてペットショップに出荷している。国によってマイクロチップが異なるため、スキャナーも複数揃えている。

#### ー絶滅のおそれのある野生動植物に関する法律の検討事項に対する考察

登録票へのマイクロチップナンバー記載の再開については、以前はマイクロチップナンバー表は登録票に記載していた。また、弊社では登録票と養殖業者から出されるマイクロチップナンバー票を一つ一つ添付しているので、これによる負荷はあまりなく、登録票への記載は問題ないと思われる。ただ、自然環境研究センターの登録作業が増えるため、発行までの時間が長くなることを危惧している。

登録の更新制度については、5 年程度の有効期間で、更新の際に登録費用を再度支払う必要がある形だと聞いている。現状、登録票の発行経費は 3200 円であるが、更新時に再度 3200 円を支払うことになるかと思う。弊社では、ペットショップまでの発送のデータは管理しているが、ペットショップからユーザーへ、ユーザーからユーザーへの譲り渡しの管理については行っていない。どの程度のトレーサビリティがあり、現実として可能なのかは分かりかねる。更新制があるためにユーザーが生体を放棄する場合はあると、問題になると思われる。慎重に考えた方がよいと考える。

国内の養殖個体の個体識別であるが、アジアアロワナも最近国内で養殖する人が一部出てきている。マイクロチップの装着を法令として義務化する場合、観賞魚にマイクロチップを入れることをあまり認識していない。出先機関を選定し、指導・周知を徹底したほうがよいと思われる。

CITES II 類から I 類に変更され、個体識別が必要となった際に、カメ類へのマイクロチップ装着は技術的にも指導が必要であり、これについても出先機関の選定が必要と思われる。

日本観賞魚振興事業協同組合という団体があり、輸入業者、メーカーが理事として参加している。このような団体からペットショップへ説明する流れができれば、ユーザーへの普及が進むのではないかと思う。その点は協力していきたい。

登録申請の WEB 化は、要望となるが、利便性が向上するものと思っている。

弊社は法令遵守し、事業を行っている。種の保存法以外にも自社基準も設けており、販売をしてはいけない生体や輸入の規制情報を収集し、スタッフに教育している。一般の愛好家やペットショップにも周知徹底し、環境に無理のない商売ができればと考えている。規制をする必要があるような生体については自社施設によるブリードも推進している。

弊社としては規制をかける上では、輸入業者の見定め、登録制が必要だと考えている。

石井（実）座長

今の説明に質問等はあるか。

石井（信夫）委員

現在、登録票にマイクロチップナンバーが入っていないとのことだが、かつては入っていたのにやめた際の事情について教えてほしい。

中島氏（自然環境研究センター）

前の担当者から聞いた話であるが、以前は登録票にマイクロチップナンバーを記載していた。しかし、実際に流通する段階で、登録番号と個体とが合致しない事態が多くあり、かなり混乱が生じた時期あった。そのため、とりやめたと聞いている。

石井（実）座長

どうしてそのような混乱が生じたのか。

中島氏（自然環境研究センター）

さまざまな業者がいるが、最初の頃はマイクロチップが大きい時代があり、大きい個体については必ず体内に入れていたが、小さい個体については口に含ませることがあり、マイクロチップが脱落する例があった。また、ペットショップで多数を入荷した際に、個体と登録票の組み合わせを取り違える事例があったと思われる。

石井（実）座長

続いて自然環境研究センターの中島氏に発表をお願いしたい。

中島氏（自然環境研究センター）

登録・認定機関としての業務内容や、登録の有効期間を設けた際の課題等について説明したい。

－登録・認定機関としての体制

平成 5 年 4 月 1 日種の保存法の施行と同時に指定登録機関となり、登録関係事務を開始した。

－主な登録の対象

以前は個体と器官の 2 区分であったが、平成 25 年の改正で個体、個体の加工品、個体の器官、個体の器官の加工品の 4 区分となった。

－登録申請の実際の流れについて

本邦内繁殖の登録申請の必要書類としては、登録申請書、登録個体の写真、登録個体の両親の写真、繁殖の経緯を時系列に記した繁殖証明書、両親の登録票の写しである。担当者と専門家により提出書類の確認を行い、不備がなければ手数料の振り込み、登録簿の記録、交付という流れとなる。

規制適用前取得の登録申請の必要書類としては、登録申請書、登録個体等の写真、取得経緯の自己申告書、取得経緯の裏付けとなる書類である。書類接受後は本邦内繁殖と同様の手順となる。

輸入の登録申請の必要書類としては、登録申請書、登録個体等の写真、適正に輸入したことを証明する書類となる。書類の接受後は本邦内繁殖と同様の手順となる。

－登録票に有効期間を設け、更新制とした場合の課題

個体識別により登録票と一致させることができなければ、有効期限を設けても、すり替え等のため難しいと思われる。

更新制が導入された場合、登録申請についても変更が必要となり、個体識別されていることを証明する書類が新たに必要となる。

登録個体等の個体識別がなされ、更新制が導入された場合、更新申請は現行の書換交付申請と同等の手続きになるものと想定される。その場合、更新を行う登録票とその対象となる個体等が同一であることを証明する書類が必要になると思われる。また、マイクロチップで個体識別をする場合、申請者自身によるリーダー画面と当該個体の写り込んだ写真が必要となるが、すり替えがないようにする必要がある。また信頼できる第三者機関に証明書を発行してもらう必要があると思われる。

－個体識別に関する登録対象別の課題

アジアアロワナは登録数が非常に多いため、更新制とした場合に事務処理が困難になることを懸念している。また、マイクロチップの埋め込み位置や、規格を統一する必要がある。

鳥類については、現在も金属製の足輪が付けられていることが多く、それを用いることになるかと思う。国内繁殖個体等では足輪がないため、新しく開発する必要がある。また、装着する機関の整備も必要である。また、クチバシの力の強い鳥類に破壊されない足輪の開発や、脚の短いペンギン類などについては別の手段を考える必要がある。

スローロリスについては、マイクロチップの導入が、個体への負担や金額の問題から反発がでる可能性がある。また、マイクロチップを死亡個体から抜き出し、他の個体に入れるような事例がでてくる可能性がある。繁殖した幼獣個体へのマイクロチップの導入が可能なのか検討が必要である。

リクガメなどについては、甲羅に模様がある種類では、模様による個体識別はある程度可能である。幼体で登録された個体の場合、成長することで模様が変わることがあるため、確実な個体識別方法と言えない問題がある。マイクロチップの導入による識別もあるようだが、技術が必要で、子ガメに入れることが可能なのか検討が必要である。

剥製、敷皮については、個体識別にマイクロチップやイヤータグを利用することも考えられるが、付替え等が可能であるため、特殊な形のものを作る必要があると思われる。

象牙については、刻印をすることが金額的にも負担が大きく、所有者に同意が得られるか懸念される。また、その刻印をするための機関が必要となる。刻印の代わりとしてシール等も検討されているが、耐久性の問題等がある。

毛皮や衣類については、業者の同意が得られれば、ナンバー入りのタグを付け、登録票にナンバーを記載し、識別を行うことが可能だと考えている。古くから個人が所有しているものに対する登録申請の対応が難しいと思われる。また、既存の毛皮をバラして、複数のかばんを作成する際に、どのように個体識別するかについて検討が必要である。

石井（実）座長

質問があればお願いしたい。

金子委員

課題に関して、不正の話があったが、不正は必ずあるので、それにどう対処するかが問題となる。もうちょっと前向きな発言をお願いしたかった。

森委員

アロワナに関して、マイクロチップナンバーを登録証に掲載再開をするべきだと考えているか。そうなると作業量が増え、手続きの時間が長くなることを神畑養魚が懸念していたが、実際のところどのようにお考えか。

中島氏（自然環境研究センター）

申請が来た際には、担当が写真や内容をチェックする必要がある。いまはマイクロチップ番号が付いているかどうかだけを確認しているが、もし導入された場合には、ナンバーをすべて入力していく必要がある。業者により 30~200 の個体をまとめて申請するため、それらを入力するのに時間がかかるものと思われる。

森委員

マンパワーの問題か。センターで人を増やすことができれば可能か。

中島氏（自然環境研究センター）

ある程度マンパワーもある。職員を増やすことができるかどうか。

森委員

死亡個体からマイクロチップを不正に取り出すという話があったが、死亡した場合には届出を出す必要はないのか。

中島氏（自然環境研究センター）

登録票は返納して頂く。正直な方は問い合わせがあるので、死亡した旨を一筆書いてもらい、登録票を返納するように伝える。

森委員

チップは回収しないのか。

中島氏（自然環境研究センター）

回収はしない。

小菅委員

手法の問題の話があったが、最近のマイクロチップは非常に小さくなり、それによる支障は前よりもずっと小さくなったと思う。北大では、ハダカデバネズミにも入れているが、問題はない。技術的なことは獣医に考えてもらえばよい。とにかく、これができないためやらないと言っていたら、いつまでも登録が信じられないことになる。ペンギンが難しいという話があったが、ペンギンはほとんどの動物園で翼帯をつけている。翼帯も装着後に、一度でも取り外すともう付けられなくなるものが可能だろう。

中島氏（自然環境研究センター）

技術開発で可能であれば、そちらが良いと思う。

小菅委員

そんなに難しい問題とは思わない。折角の制度が担保されるようにやっていくべきだと思う。

中島氏（自然環境研究センター）

マイクロチップはかなり小さくなっているということだが、獣医でロリス等の高価なものに入れたがらないことがあるかもしれない。

小菅委員

ロリスは普通に入れている。問題ない。

中島氏（自然環境研究センター）

幼獣でも問題ないか。

小菅委員

いつから入れるかという問題である。円山動物園では、生後半年くらいで入れている。頭胴長10cm程度のハダカデバネズミでも問題はない。

石井（信夫）委員

さきほどのアロワナの質問に関連するが、以前はマイクロチップナンバーを登録票に入れていたが、いまは入っていない。それでいままで問題にされてこなかったのは、アロワナの保全の観点からは、そこが重要でないからである。どうしてこのような制度を検討するかは、野外の個体を保全するという観点から、非常に効果が高いからだということを忘れてはいけない。個体の一つ一つが大事な種類については、個体識別が必要だと思う。アロワナのように万のオーダーで動いているもので、一頭ごとの識別は輸入される際にできている場合に、それを改めて国内で登録することが必要かどうかは、手間の問題から議論をした方が良いと思われる。この種類は一匹一匹識別をし、こっちは種は入口できちんとすればよいというように、種によって違う対応がとれるか検討していただきたい。どの種がそのような扱いにできるかはわからないが、いつでも種の絶滅を防ぐためにやっていることを忘れないことが大事だと思う。

石井（実）座長

続いて、トラフィックイーストアジアの若尾氏にお願いしたいと思う。

若尾氏（トラフィックイーストアジア）

トラフィックは国際 NGO であり、野生生物取引のモニタリングを行っている。

いま密猟被害が大きく、違法取引が世界的に増えて問題となっている。そこで、国際社会の中の一国である日本として、どのようにこの分野に貢献していけるか、いくべきかという観点から意見を述べたいと思う。

生体以外を対象とした違法取引事例では、ネコ目が一番多い。ネコ目という大きな括りのため、トラの毛皮、ヒョウの爪、熊胆まで広いものが入っている。次は象牙で 37% を占めている。こうした違法事例に関わる人の中に、業者が少なからずいることが大きな問題だと考えている。10 年間の違法事例のうち半数が業者によるものである。こうしたことから、特定国際種事業者の拡大、届出制から登録制への変更、さらに国民や業者同士で登録されているかどうか確認できるように情報公開する必要があると考える。

1951 年から国際取引が禁止される 1989 年までに日本が輸入した未加工象牙の量を足し合わせると 6700t となるが、これまでに登録されたものは僅かに 300t しかない。材料として加工されたものもあると思われるが、多くが未登録のまま国内にあるはずである。このような国内の在庫が、近年違法に再輸出されることが問題視されている。3.2t を中国に違法に輸出した事件も含めて、10 年間で 56 件が記録されている。こうしたところから、国内の個人所有を含めた全形象牙や一定のサイズ以上のカットピースも登録することによって、国内在庫を把握し、取引の動向を監視する必要があると考えている。

サイも密猟・違法取引が問題となっている。日本での需要は特段大きくはないが、近年ネットオークション等での出品が増えていると思われる。サイ角で 100 件の出品があり、見る限りは登録票がついたものはなかった。医薬品原材料としては業界で自主管理を行っているが、国で管理することが望ましいと考える。

トラを中心としたネコ科については器官及び加工品の拡大により、漏れをなくす必要があると考える。オークションには骨を材料としたブレスレットが出品されていたが、ブレスレットは対象となっていないのではないかと。サイについては買い取りの広告も多い。また象牙同様中国への輸出も報告されている。

種の保存法ということで、今回の検討会にはそぐわないかもしれないが、密猟被害が深刻な種については、種の保存法だけではなく、他の法令との連携の強化や、水際での規制が重要であるため、行政機関と執行機関の一層の連携強化、さらに海外で実績のある野生生物探知犬の導入等も法整備に合わせて検討頂きたい。

爬虫類、両生類では国際取引に占める野生由来の個体割合が高い。日本の爬虫類の輸入量は世界で第五位、両生類は第二位である。東京都で開催された爬虫類、両生類を中心としたエキゾチックアニマルの展示即売会の来場者数は右肩上がりになっており、愛好家の裾野が広がっているように思われる。

これらの爬虫類・両生類を含めた生体については、繁殖業者・取扱業者に責任を持ってもらう必要があると思われる。取扱業者による違法事例も発生している。

登録票への有効期限については、必要なところから、柔軟に取り入れてもらいたい。

また、生息国で輸出を禁止している種等については、国際希少種として国民提案する制度や、ワシントン条約の附属書 I に掲載されなくても、日本で何らかの対応がとれるような方法についても検討いただきたい。

国内固有種の輸出についても対応が必要と考える。

国際希少種だが、国内に生息するようなウミガメなどについては、適法に捕獲されたものであれば規制がかからないということになっているので、譲渡等を行うものには適法捕獲個体であることの明示を求める必要があると考える。

全般的な事項としては、必要のある部分に必要な手当ができるように、対象の指定や規制の適用が柔軟にできるような法制度にしてもらいたい。

オンライン取引には特定国際種事業者であることの表示を義務化する必要がある。

罰則の強化については、違反時の没収が確実に実施できるようにすべきである。あわせて押収された標本の返送手続きの明確化も提案したい。

世界の財産たる野生動植物を取引することの責任を、全てにおいて増すべきであるというのがトラフィックの主張である。

石井（実）座長

質問等があればお願いしたい。

環境省中島

トラの器官は規制の対象になっているものが多い。ただ、骨の装飾品だとすると対象外である。ねこ科の骨を材料として製造された物品で人が摂取するもの、その他、履物、かばん、袋物は規制の対象である。

補足であるが、輸出入の返還については、種の保存法で原産国に返送することを命ずることができることと明確に規定されている。ただ、実態として押収されても、遺伝的な問題があるので、どこに戻してよいかという問題があり、戻せないのが現状。過去に 1 例オランウータンを返した例があるが、オランウータンについてはインドネシアにそういった個体を収容する施設があるため、返送できたと承知している。

若尾氏

日本から送り返す場合ではなく、海外から日本に送り返すところで、研究者の方が自腹をきってやったという事例があった。国内希少種の話ではあるが、日本に戻す際のルールが作られていないのではないかということである。

金子委員

野生生物探知犬はぜひ導入したらよいと思う。爬虫類では野生由来個体の取引が多いと

いう件で、ワニが多いのではないか。

若尾氏

野生由来の中身については把握できていない。

金子委員

おそらくワニが含まれている。そうするとワニの専門家の間では、ランチングしたものと野生のものを優先的に取引するので、人工繁殖のものは種の保全と関係ない。野生由来ということで問題になるかどうかはまた別の問題である。ボルネオミミナシオオトカゲについては運び屋が多くおり、個人で運ぶ事例が多い。ウミガメは昔大量に日本に入ってきた。登録番号等が示されていないものについては積極的に取り締まった方がいいと思う。

森委員

まとめ 4 の合法性を明らかにする義務の主体を明らかにする、ということであるが、どこまでを法の対象とするか考えがあるか。義務の主体ということは、義務を果たさなければ規制になるということだが、どういう意図なのか理解のためにも教えて欲しい。

若尾氏

例に出したウミガメであれば、国内で適法に捕獲したから登録票がなくても取引してもよいということであれば、売り買いする人が適法にとったことを示す必要があると思う。所持しているのであれば、持っている人も適法に入手したものであることを示す義務があるということを示す必要があるということである。

石井（信夫）委員

ゾウもサイも密猟が深刻である。しかし、密猟されたものが日本にたくさん違法に持ち込まれ、それらが合法化されて流通しているという実態はない、ということがトラフィックの主張であることを確認したい。一方で、(かつて合法的に輸入されたものが)日本から外に出て行くという問題があるが、それを防ぐのに国内在庫を登録することがどのように効果をもつのかよくわからない。持ちだした場合にはそもそも外為法違反になるため、それをわかってやる人ははじめから登録をしないで持ち出すはずである。日本にあるサイやゾウは昔入ってきたものであり、現在アフリカやアジアで問題になっている密猟を防ぐことにどう結びつくのかわからなかった。何か考えがあるのであれば説明いただきたい。

若尾氏

日本の在庫が海外の需要がある国へ流れていくことが現在の大きな問題だと考えている。その国で取り締まりや過剰な需要をなくそうとしているところに、需要を刺激するような、

努力を無にするようなことがあってはならないと思っている。登録することそのもので流出を防ぐ効果は低いと思われるが、国内在庫を把握するという意味で重要と認識している。実際、中国で多く押収されているが、どこから来たのかわからず、いま日本にどれくらいあるかもわからないことが問題だと思っている。ルートの解明も困難である。

石井（信夫）委員

正直に登録してくれれば、国内在庫の把握は可能だと思うが、100%は無理だろうし、需要のありそうなところに、違法であることを認識して持ち出す人たちをディスカレッジするような効果はあまりないと思う。

松井委員

ボルネオミナシオオトカゲの話で規制開始前に輸入・捕獲された個体ということだが、どういうことか。ボルネオミナシオオトカゲというのはあまり国内に入っていなかったと認識しているが、そんなに入っているのか。

若尾氏

どんどん数が増えている。2012年に初めてという話だったが、その後、国内で繁殖に成功したというニュースが流れ、それから国内のペットショップで見かける機会が増え、扱っている店舗数も増え、個体数も増えて価格が下がっている。今年の5月に開かれたエキゾチックアニマルフェアでも2店舗が出品していた。

松井委員

規制開始前というのはどういうことか。

若尾氏

ボルネオミナシオオトカゲというのは、原産国では輸出も捕獲も禁止されているが、いま国際取引の規制がない。今年9月に開催される締約国会議でおそらくワシントン条約の附属書に掲載されることになるだろうと思われる。

松井委員

マレーシアは規制していたはずだが、日本が向こうの国内法を破っているのを、向こうに言って、取り締まらせるような活動は行っていないのか。

若尾氏

している。働きかけをずっと続けていて、ワシントン条約附属書掲載提案する前から行っている。

松井委員

日本としては輸入している業者を取り締まることはできないのか。

若尾氏

できないそうである。

磯崎委員

生息国で輸出禁止ということであるが、条約の観点からいうと、その国が提案すれば附属書 III に載る。国際審査がなくても掲載されるので、条約規制がかかる。他方、日本の場合、外為法の事前確認制度がある。附属書 II 等で、日本独自の審査が必要ない場合であっても、条約上の義務ではない事前確認をするという水際規制を行っている。下から 2 番目のチェックの提案は、附属書 III の制度や日本独自の事前確認の制度を前提とした上での提案なのか。具体的には、日本の事前確認制度では、ここがまだ不十分でそれを補うためには、水際規制だけではなくて、種の保存法の方で何か別の手立てが必要ということか。

若尾氏

附属書 III のことは承知している。生息国がそれをやらない限り、どうしようもない部分がある。事前確認制度については不勉強で、こういった場合に、どの程度効力を発するのかは十分把握していない。

磯崎委員

水際の場合の外為法の事前確認制度とは別に、連携して種の保存法の中で、それに関連する制度を考えるかどうかを検討する必要があると思う。また、没収の提案に関連してであるが、種の保存法に関わる前回、またその前の検討の時にもこの話題がすでに出ていて、将来の課題として残されてきている。今日のトラフィックからの提案では国内希少種の国際取引との関連の話だったが、水際規制では条約条文の 8 条 1 項で各国に対する国内措置でとるべき例示規定がされていて、その中に所持規制と没収が入っている。現行法で十分ワシントン条約の 8 条 1 項に対応できているということで、現行の法律や行政制度が成り立っているので、8 条 1 項に日本の制度が不適合というわけではないと思う。ただし、国際希少種の国内取引の関連で没収が必要であると考えるのであれば、当然、水際規制での没収というのは条約条文との関係でも関わりが出てくるので、この検討会の検討事項になるかと思う。

(休憩)

石井（実）座長

意見交換に移りたいと思う。附帯決議の中で言われていて、議論しなければいけない内容がある。登録制度のあり方について、インターネット等販売の追加的な措置が必要かどうか、交雑種を規制の対象にするべきかについて議論したい。前回と同じく課題を洗い出すことが目的で、方向性を決める必要はないので、いろいろな観点からご意見いただきたい。まず、登録のあり方について意見はあるか。

マイクロチップについてはかなり技術が進歩していて、小さな動物にも適用可能という話があった。

小菅委員

埋め込み自体はかなりできるようになったが、読み取る方をどこでだれがやるのが問題である。埋め込むことが難しいからやってもしょうがないということはないと思う。登録票を回収するときにチップも一緒に回収するべきである。更新の時には誰かが確実にチップを読み取らなければいけないと思うが、そのような制度になるのかどうか。個体識別の方法はいろいろあるので、これからも開発していける。それをどううまく使っていけるかが問題だと思う。

松井委員

マイクロチップ等について、お金が絡んでいることであれば、やったらいいが、研究でやる場合には分けて考えてほしい。オオサンショウウオにチップを入れているが、オオサンショウウオの会が同一の規格を提案している。小さい個体に入れると水の中にいるため抜けてしまう。そのような問題がある動物もある。また、小さいチップを採用した場合、それに対応する読取機を買う必要がある。ある程度の規格化が必要ではないか。入れる場所も含めて。

石井（実）座長

小型の個体だと抜けるのか。

小菅委員

哺乳類では聞かないので、両生類の話だと思われる。

松井委員

水の中にいるオオサンショウウオの特性だと思われる。要するに動物の特性があり、それも考慮しなければならない。

石井（実）座長

規格化というのは何か。

松井委員

オオサンショウウオについてはあまり小さいのを入れずに大きいを入れるので、これまで通りのトローバンのもので、場所も左肩と決めておけば誰でも読み取ることができる。

石井（実）座長

法制度というよりは技術の問題である。今回は種の保存法に関わるところで、見直しが必要なところがあるかということが焦点だが、有効期限の設定について意見はないか。

松井委員

オオサンショウウオで非常に困っている。京都、三重、大阪あたりにはチュウゴクオオサンショウウオと特別天然記念物のオオサンショウウオの雑種が見つかっていて、鴨川では日本産がほとんどいないという状態になっている。文化庁からの援助を受けて、調査を実施しているが、雑種第二代くらいまでを調べるのに DNA の調査をする必要があり、費用がかかる。日本産にはチップを入れて放している。外国産は殺すわけにはいかないので、保護しているが、エサ代も非常に費用がかかる。種のレベルで決まっていればよいが、オオサンショウウオ属として CITES に載っている。そのため、雑種も CITES に引っかかり、問題となっている。例えば鴨川で捕獲した場合、私の所有物となり、手続きを行い、お金を払って登録する必要があるが正式にはある。その場合、研究などできない。これまでに 500 匹以上を登録している。我々研究者が登録する際にどこがお金を出すかという問題もあり、その点は柔軟に対応して欲しい。登録料も更新も商業と研究では別にして欲しい。

環境省中島

種の保存法の関係だと、登録の制度と許可の制度があり、国や公共団体の研究機関、大学の学術研究であれば届出で対応できる。登録して流通に回すのではなく、別の方法でコストがかからずに譲渡しができることが担保されているので、そちらで対応していくことになると思う。

松井委員

たとえば京都水族館に一時的に飼ってもらっていたものを京大に持ってくる際にも、水族館から書類を毎回環境省へ出しているようである。なるべく簡便な手続きにしたいと思う。

石井（実）座長

交雑種の話が出てきたが、中国産も日本産も CITES の附属書に入っている。その場合に

は雑種も自動的に入るのか。

松井委員

属としてである。

石井（実）座長

属だから入ると。今回の議題としているのは種のところであるが。

環境省中島

基本的に種の保存法の規制対象種はワシントン条約の附属書に従っているが、種として指定されているものは、他種と交雑されてしまうと、厳密にはその種から外れてしまう。そのようなものについて種の保存に対して影響を与えているのであれば、交雑の個体も規制の対象とすることも考えうるということである。

金子委員

この前のシャムワニの件は、シャムワニとイリエワニの交雑体だろうという話になった。最終的に純血ということになったが。ワシントン条約の規定ではどちらかが I であれば、他が CITES に載っていないなくても、あるいは II でも I 扱いになる。しかし、種の保存法の場合、交雑は対象にしていけないとのことで、このような附帯決議が出てきたはずである。シャムワニについては野外での捕獲はほとんどなく、大体が交雑個体である。それを対象としてもあまり意味がないかと思うが、条約の条文と整合性を合わせるのであれば、対象にする必要があるということになるが、環境省次第である。

小菅委員

ボルネオオランウータンとスマトラオランウータンにもハイブリッドがたくさんいるが、それらも輸送する際には譲渡譲受の手続きを取る必要があると思われる。つまり国内でも輸送が禁止されていると認識していたのだが。

金子委員

別種となったのは最近の話ではないか。ワシントン条約の附属書では同じ種である。

環境省中島

種の保存法では、ワシントン条約の附属書の記載に合わせ、スマトラオランウータンとオランウータンは別種として分かれている。

小菅委員

それらのハイブリッドが国内に結構いるはずである。異種間雑種なので、現状の規定では、手続きが何もいらぬということになるはずである。これはおかしいと思われる。

石井（信夫）委員

雑種の問題というのは、ワシントン条約の科学委員会（動物委員会）でも議論されていて、何年も結論が出ていない。ケースバイケースで考えるということになっている。ひとつ提案であるが、オオサンショウウオやオランウータンなど実際に雑種で取り扱いに困っているケースを挙げてもらい、この場合にはこうすべき、別のケースではこうすべきと判断してはどうか。雑種をいい加減に取り扱っておくことで、向こうで野外から捕まえてどんだん雑種を作って、それは CITES に引っかけられないから取引するというような問題があるのであれば、問題にする必要がある。そもそも交雑個体をどうするかという原則論から始めると堂々巡りになる気がする。

松井委員

オランウータンの話もあったが、これからどんだん種は分けられていく。DNA の結果によって。それをそのまま鵜呑みにしていたら雑種はもっと増えていく。これを考えていくと難しい問題も出てくるので、ケースバイケースでやるほうがよい。まだ日本に入っていないので問題にはならないかもしれないが、カメは雑種を作って新種だと記載するような世界であり、アメリカでは問題になっている。雑種を作ることを助長しかねない。慎重になる必要がある。

磯崎委員

制度で考えるときに、交雑種まで規制がかかってしまうために外したい事例と、交雑種が規制対象に入っていないために保全上問題になるため加えたい場合とがあるはずである。このときに問題になるのが種の保存法の定義のところ、この法律は絶滅のおそれのある動植物を、という定義が書かれている。ワシントン条約では、附属書 II に掲載する種については類似種（2条 2(b)）を定義に入れている。本来保護しようとする種によく似ている種がいることで言い訳に使われたり、識別ができないために本来の保護のレベルが下がってしまうために、保護は必要とされない似ている種も一緒に保護対象にするという規定である。それと似た発想のことを種の保存法に入れるかどうか。絶滅のおそれのある種だけでなく、その保護のために必要とされる、似ている種もしくは交雑種を含めるかどうか、交雑種を考える際の基本的な論点である。また、保護対象に入っているが、例えば交雑種については規制を緩くするという場合には、中島氏の説明の 1-5 で環境大臣の許可の制度で対応できるか。この許可制度で足りないということであれば、保護対象であるがその中から交雑種を外したいという制度を考えれば良いと思う。

石井（実）座長

登録票の有効期限を設定すること、しないことの問題点について説明いただけるか。

環境省中島

有効期限と個体識別はセットの議論かと思う。登録という制度は、こういったものがあると登録しているので、登録した時と状態が変わらないものに対して、有効期限以降は登録はなくなると変えるのは難しいと考えている。所有している人の気持ちとしても、何も状態が変わっていないのに期限を設けるのはいかがなものかという議論が以前あった。生きている個体であれば、死ぬことで世の中からなくなるので、有効期限を設けて、実際に登録された個体が存在しているかを確認することに意味はあると考えている。個体識別については、種によって技術的な問題があるものもあると認識している。

石井（信夫）委員

チェックが働くような仕組みが必要だ考える。明らかに不自然な、長生きしないはずのものが何十年もというのは良くない。具体的なアイデアはないが、これについても柔軟に対応が必要だと思う。何十万もあるものをチェックしてもあまり意味がない気がするので、数が少ないものについてはそういうことができればと思う。

石井（実）座長

オンライン取引の件であるが、何か意見はあるか。

金子委員

インターネットの場合、登録番号を明示する義務が法律で決まっているので、それは運用の問題だと思う。番号がないが附属書Ⅰのものが載っている場合があるので、それは取り締まりの対象として積極的に挙げるべきだと思う。Yahooは最近チェックするようになったが、民間のペット屋はあまり守っていないので、取り締まりの問題だと思う。

若尾氏

古物関係でネットで売買をしているところにも種の保存法への理解が十分でない業者が多いと思う。古物で象牙やべっ甲を扱う業者にも制度や罰則があることを周知徹底しないと、効果が出ないのではないかと思う。

石井（信夫）委員

トラフィックの提案の3ページの繁殖業者・取扱業者の登録の制度については考えてみる意味はあると思う。

石井（実）座長

こちらについては検討課題として残したいと思う。その他議論したいことがあればお願いしたい。

小菅委員

トラフィックのスライドで登録許可の取り消しがあったが、厳格にやったほうがいいと思う。チンパンジーのパンくんの問題である。協会としても苦慮したが、繁殖を目的として移動したにもかかわらず、テレビ出演をして、協会でやめてほしいといってもやめなかった。環境省が許可しているので、それを取り消せば、あのチンパンジーは動物園に戻ったはずである。私たちはそうしてほしいと願っていたが、なかなか実行されなかった。これは一例であるが、申請した移動目的が明らかに違うとわかるのであれば、許可を取り消すということをきちんと対応すべきではないか。

磯崎委員

今の環境省が出した許可の取り消しについては、トラフィックが指摘した鳥獣法との比較で罰則が低いということと関連している。種の保存法で許可取り消しになる許可条件とは飼育設備が基準にあっているかどうかで、合っていない場合には措置命令が出せ、その措置命令に従わない場合に許可の取り消しを含めた方向にいくことができる。飼育に関することだけである。飼育設備以外のことにも条件をつければ、条件違反の時に措置命令を出せて、命令に従わない場合には許可の取り消しや没収や所持の禁止に行くことができる。鳥獣法と並べると措置命令の出し方や、条件が1ランクか2ランク低い。したがってそのあたりも含めて考える必要があると思う。

環境省奥田

法律の十四条というところに書いてあり、もう少しじっくり読ませてもらいたいと思うが、飼育栽培の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる、と定められている。ここでどこまで読めるかということ、命ずるところまでなので、許可取り消しの規定はこの中には入っていない。そこも含めて総合的に検討したいと思う。

石井（実）座長

検討課題としたいと思う。

環境省中島

さきほどの取扱業、繁殖業の登録についてだが、動愛法で哺乳類、鳥類、爬虫類については、第一種動物取扱業という登録制度があり、登録を抹消したり、拒否したりする手続きが定められている。種の保存法違反が、その登録の抹消や拒否をする対象になっている。

そのため種の保存法違反をすると、業として動物を取り扱えなくなることは既に担保されている。種の保存法で、爬虫類、魚類の生きている個体では、アジアアロワナを除くと、登録されている種はほとんどないので、業については動愛法で既に管理されていると考えていいと思う。

石井（実）座長

おおよその課題は抽出できているかと思う。他にあるか。

磯崎委員

前回の国内希少種の際に何人かから指摘のあった、科学的な観点で検討する、たとえば絶滅のおそれという基準であったり、種指定の場合であったり、そういう時に法律上根拠のある組織を定めて、そこに検討や決定を委ねるという方法があつて、それは附帯決議にもでていたと思う。これもワシントン条約との関わりであるが、条約の4条3項で同じようなことが書かれている。これは附属書のIとIIの両方についてであるが、環境省が陸生動物、農水省が水生生物で、それらについて許可を出す場合、附属書Iでは、学術研究であったり、繁殖されたものだったりに許可を出す場合、それから附属書IIでは、商取引として輸出入に許可を出す場合、科学当局が判断をする時に、それぞれの個別の種の生態的な特徴であったり、関連する食物連鎖を含め、生物的・生態的状况を十分判断して、附属書IIの場合、どれくらい持続可能な利用として、年間の許可をするべきかという観点から科学的助言を行うということが4条3項に書かれている。今日は話に出てこなかったが、前回出された科学的な根拠、特に生物・生態学的根拠から種の保存法において、さまざまな観点を助言する法定の機関が必要だったわけだが、ワシントン条約の観点からも同じことがいえる。もちろん、条約が言っているのは国際取引のところだけであるが、この場合は国内取引の時にも同じような形で使えるだろうと思うので、検討課題とすればよいと思う。

環境省中島

今、言われたことは輸出入許可の際のNDF、種の存続に影響がないかどうかの判断の話だと思う。ワシントン条約では決議でガイドラインが出ており、基本的に我々はガイドラインに沿って判断している。ただ、大量の取引があるもの、ヤエヤマイシガメとニホンイシガメであるが、それらについては先日検討会を開いて、取扱いの方針を決めた。法定ではないが、研究者の方々にお集まりいただき、どの程度まで許可を出すのが適当か、科学的なシミュレーションをして決めていたというのが現状である。

石井（実）座長

他になければ、事務局からその他について説明いただく。

環境省中島より、資料3「全形を保持している象牙」及びその加工品の解釈について(案)の説明。

石井(実)座長

今の説明について何か質問等あるか。なければ、本日の議事を終了する。

○閉会挨拶 正田審議官

今後さらに検討を進めていきたいと思う。次回の検討会もご参加のほど、よろしく願いしたい。

以上